

(10) 原水爆禁止国際会議院決議文用原

10

10

RB'-0337

0345

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

原水爆禁止に関する参議院決議文の伝達に関する一九五七年  
三月十八日付外務大臣兼国連事務総長あて書簡

拜啓

本大臣はここに一九五七年三月十五日参議院の採択した原水爆  
禁止に関する決議文を閣下に伝達する光栄を有します。

本大臣は同時に一九五四年および一九五六年に参議院は次の如  
き決議をすでに採択している事実に対しかさねて閣下の注意を喚  
起する光栄を有します。

「本院は、原子力の有効な国際管理の確立、原子兵器<sup>の禁止</sup>ならびに原  
子兵器の実験による被害防止を実現し、その人類福祉増進のため  
の平和的利用を達成する如く国際連合がすみやかに適切な措置を  
とることを要請する。

右決議する。

(昭和二十九年四月五日採択)

「本院は、さきに「原子力国際管理ならびに原子兵器禁止に関す  
る決議」を行つたが、近時原子兵器の問題は国際間の重要案件と  
なり、米、英、ソ等をはじめ、各国それぞれその取扱いに苦慮し  
ているものの、一昨年のビキニにおける米国の水爆実験につづい  
て、最近ソ連においても強力な水爆実験が行われ、更にまた今春  
は米英両国によつて大規模の実験が行われると伝えられる。

結局は人類の破滅を招来する原水爆の製造及び使用禁止はわれ  
われの強く熱望するところであるが、国際間に有効な措置が確立  
されるまでの間、その実験禁止に関して、国際連合ならびに関係  
各国が、すみやかに有効、適切な措置をとることを要請する。  
右決議する。

(昭和三十一年二月十日採択)

本大臣は、これら決議にしばしば表明せられてゐる日本国民の強い要望に対し、国連の全加盟国が最も慎重な考慮を払われることを日本政府は強く希望するものであることを強調したいと考えるので、閣下において本書簡及び添付の決議文を国連文書として国連全加盟国に回付されるにおいては、甚だ幸甚とするところであります。

本大臣はここに閣下に対しかさねて敬意を表します。

一九五七年三月十八日東京において  
内閣総理大臣兼外務大臣 岸 信介

国際連合事務総長  
ダグ・ハマシヨールド 閣下

原水爆の禁止に関する決議（昭和三十二年三月十五日採択）

本院はさきに「原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議」及び「原水爆の実験禁止に関する決議」を行い、国際連合並びに関係各国の善処を要請したが、原子力の国際管理に関する適切な措置はいまだに講ぜられていないのみならず、原水爆の実験は、あるいは無警告に、あるいは予告を伴いつつも、なお依然として続行されており、近くは、英国政府が日本政府の再三の要請にもかかわらずクリスマス島周辺において新たな実験を実施せんとしていることは、はなはだ遺憾にたえない。

本院は、原子力の利用を専ら平和的目的に限定し、今後原水爆の製造、使用及び実験を一切禁止するため、国際連合並びに関係各国が速やかに有効適切な措置を講ずることを重ねて要望するとともに、事態をこのままに放置するときは、放射能物質が人類の生命に救い難い危険を生ずる程度にまで達することを憂え、英国、ソ連及び米国に対し深甚な反省を求め、予告の有無にかかわらず現に計画中の原水爆実験を中止せんことを要請するものである。

右決議する。

原水爆禁止に関する参議院決議文の伝達に関する一九五七年  
三月十八日付外務大臣発国連事務総長あて書簡

拜啓

本大臣はここに一九五七年三月十五日参議院の採択した原水爆  
禁止に関する決議文を閣下に伝達する光栄を有します。

本大臣は同時に一九五四年および一九五六年に参議院は次の如  
き決議をすでに採択している事実に対しかさねて閣下の注意を喚  
起する光栄を有します。

「本院は、原子力の有効な国際管理の確立、原子兵器ならびに原  
子兵器の実験による被害防止を実現し、その人類福祉増進のため  
の平和的利用を達成する如く国際連合がすみやかに適切な措置を  
とることを要請する。」

右決議する。

(昭和二十九年四月五日採択)

「本院は、さきに「原子力国際管理ならびに原子兵器禁止に関す  
る決議」を行つたが、近時原子兵器の問題は国際間の重要案件と  
なり、米、英、ソ等をはじめ、各国それぞれその取扱いに苦慮し  
ているものの、一昨年のピキニにおける米国の水爆実験につづい  
て、最近ソ連においても強力な水爆実験が行われ、更にまた今春  
は米英両国によつて大規模の実験が行われると伝えられる。  
結局は人類の破滅を招来する原水爆の製造及び使用禁止はわれ  
われの強く熱望するところであるが、国際間に有効な措置が確立  
されるまでの間、その実験禁止に関して、国際連合ならびに関係  
各国が、すみやかに有効、適切な措置をとることを要請する。  
右決議する。」

(昭和三十一年二月十日採択)



本大臣は、これら決議にしばしば表明せられてゐる日本国民の強い要望に対し、国連の全加盟国が最も慎重な考慮を払われることを日本政府は強く希望するものであることを強調したいと考へるので、閣下において本書簡及び添付の決議文を国連文書として国連全加盟国に回付されるにおいては、甚だ幸甚とするところでありませぬ。

本大臣はここに閣下に対しかさねて敬意を表します。

一九五七年三月十八日東京において

内閣総理大臣兼外務大臣 岸 信介

国際連合事務総長

ダグ・ハマシヨールド 閣下

原水爆の禁止に関する決議（昭和三十三年三月十五日採択）  
本院はさきに「原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議」及び「原水爆の実験禁止に関する決議」を行い、国際連合並びに関係各国の善処を要請したが、原子力の国際管理に関する適切な措置はいまだに講ぜられていないのみならず、原水爆の実験は、あるいは無警告に、あるいは予告を伴いつつも、なお依然として続行されており、近くは、英国政府が日本政府の再三の要請にもかかわらずクリスマス島周辺において新たな実験を実施せんとしていることは、はなはだ遺憾にたえない。  
本院は、原子力の利用を専ら平和的目的に限定し、今後原水爆の製造、使用及び実験を一切禁止するため、国際連合並びに関係各国が速やかに有効適切な措置を講ずることを重ねて要望するとともに、事態をこのままに放置するときは、放射能物質が人類の生命に救い難い危険を生ずる程度にまで達することを憂え、英国、ソ連及び米国に対し深甚な反省を求め、予告の有無にかかわらず現に計画中の原水爆実験を中止せんことを要請するものである。  
右決議する。

極秘

電信写

の試験については協定成立せば別に監督方法を設けずとも実施は出来る筈なりと応じた。  
なお「へ」はソ連の軍縮に関する提案は何時も表面徹底的に見え  
るが、具体的協定の段になればその態度が常に硬化すると語つた。  
本件に関する英側態度については、なお探求すべきも取敢えず。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、局長、次長、総、ア総、一政

一四六条一協一情文一三審

外務省

極秘

電信写

昭和三二 四三九九 暗  
本 省 三月二〇日二二三〇発 官総  
西 大使 二月一日二四四着

(核実験禁止に関する参議院決議送達の件)

第三〇一号(至急)

貴電合第一〇七号に關し

外相、次官共バミューダへ出張中につき二十日ヘイター次官代理を  
在訪、御来示の趣旨を記載せる外相宛公文を参議院決議と共に手交  
し、英政府の深甚なる考慮を求めた。「へ」はこれを了承し關係当  
局と篤と研究すべき旨述べると共に今次の英側実験を中止する訳に  
はゆかずと述べたので、本使から今次の軍縮小委員会において核実  
験中止に關し何等かの積極的取極が行わることの必要を力説した  
か、「へ」はこれにはコントロールの方法につき合意が必要である  
と云つたので、本使から例えば英側の欲するリミテッド・ナンバ

外務省

本電の保管は  
は厳重にされた

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0337

0350

極秘

電信写

存んず。  
 (以下暗号)  
 なお事務局チャイの北原に内話せるところによればプロッチ次長より決裁方回電ありたる後 some delegation より事務局に対し本件関係文書を軍縮委員会関係文書として配布することに干渉あり(北原より米国かと問えるにうなずく)、事務局としては同委員会手続規則第四を引用し配布する義務ある旨主張せる由、本件関係文書が週末に配布されず月曜に持越されたるは右の事情によるものと推察される。

配布先 大臣、次官、官房長、局長、次長、総、欧米一四五  
 六七総、条、協、一、国、情文、二、番、大阪

外務省

極秘

電信写

岸大臣  
 (原水爆実験禁止の参院決議に関する件)  
 第二〇四号  
 (以下略号)  
 貴電第二〇八号に關し  
 累次往電により十八日に提出されたること当然御了知願えと存んず。  
 往電第一八七号の通り事務局は二十日在バリー・プロッチ事務次長及びカナダ代表に連絡方措置し、週末にかかりたるため二十五日配布された次第である。  
 往信第三一二号にて送付申上げたる事務総長代理発本使宛決議文受領に關する公信を御参照願えれば提出期日は十八日なること明確と

略本 三月二十七日一七五五  
 省 二八日〇七五七着  
 加瀬大使

外務省